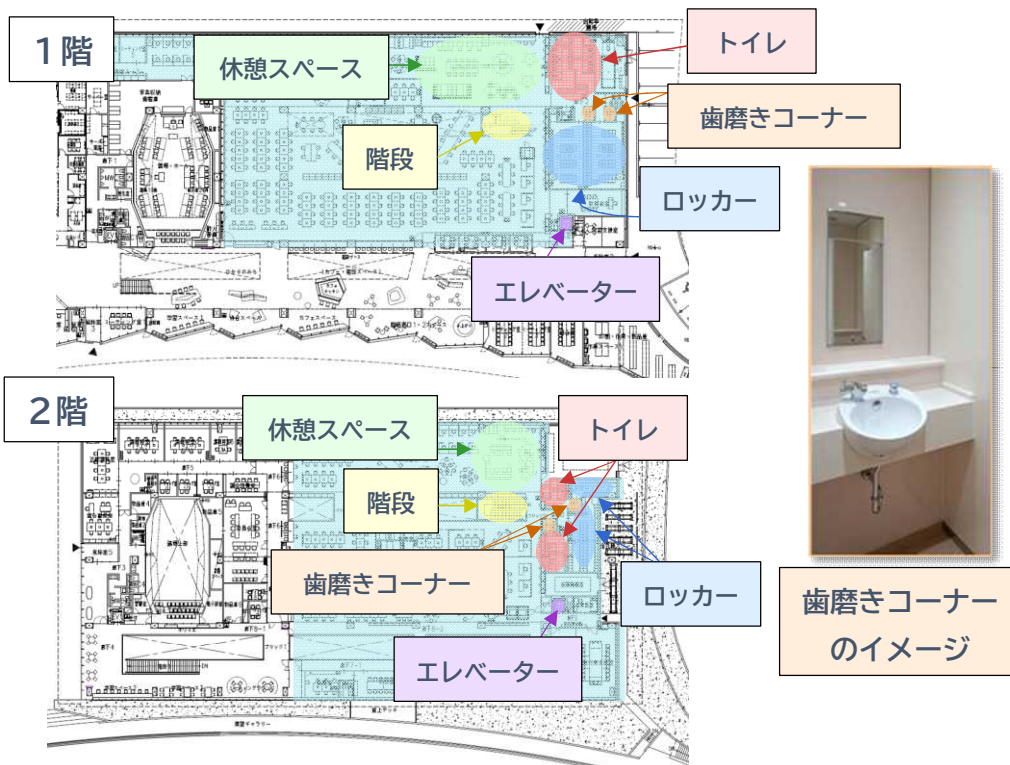




新庁舎建設通信 第24号 令和8年3月18日



職員専用エリアについて



新庁舎の執務エリアは、職員のみが入室できる専用エリアになります。入室方法については、当初検討していた顔認証方式から仕様を変更し、職員証（カードキー）による入退管理システムを導入する予定です。

職員専用エリア内には、各フロアに休憩スペースやロッカーのほか、職員専用のトイレ、エレベーター、階段などを整備し、市民の供用スペースと明確に区分します。

また、基本設計作成時の職員ヒアリングで要望が多かった歯磨きコーナーについては、トイレとは別に設置される予定です。



現場から

庁舎の屋根部分では、防水処理が適切に施工されているか、塗料の厚みが基準を満たしているかを確認する検査をしました。

この屋根には、夏頃から太陽光発電設備のパネルを760枚設置する予定です。

発電した電気は庁舎全体のエネルギーの一部として活用するほか、非常時には避難者のスマートフォン充電などにも利用することを予定しています。



▲屋根検査の様子

▼屋根検査の様子



休憩スペース（No.7）やロッカー（No.10）については新庁舎建設通信バックナンバーをご確認ください。

総務部本庁舎整備推進グループ